

長期収載品の処方で選定療養となる場合について

令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者様の自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

※**長期収載品**とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50% 以上のものなど要件に合った品目です。

対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※**選定療養**とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようになした制度の一つで、保険外診療にあたるものです。

